

いつもメルマガをお読みいただいている皆様へ

47都道府県
で順次発効！

最低賃金改定と 助成金情報のご案内

【顧客_氏名(漢字)】様

いつもお世話になっております。
MiG-p運営事務局(情報配信施策担当)の山田太郎です。

今回は、2022年10月より適用される
最低賃金の引き上げについてお知らせいたします。

【最低賃金制度とは?】

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、
その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない、とする制度です。
最低賃金には、各都道府県に1つずつ定められた「地域別最低賃金」と、
特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」の2種類がありま
す。

※どちらも最低額以上を支払わない場合、罰則あり

【令和4年度 改正のポイント】

- ・47都道府県で、30円～33円の引上げ
- ・改定額の全国加重平均額は961円(昨年度930円)
- ・全国加重平均額31円の引上げは、制度が始まって以降で最高額
- ・最高額(1,072円)に対する最低額(853円)の比率は、79.6%(昨年度は78.8%)。なお、この比率は8年連続の改善)

【変更後の最低賃金】

都道府県	最低賃金	都道府県	最低賃金	都道府県	最低賃金	都道府県	最低賃金
北海道	920	神奈川県	1,071	大阪府	1023	福岡県	900
青森県	853	新潟県	890	兵庫県	960	佐賀県	853
岩手県	854	富山県	908	奈良県	896	長崎県	853
宮城県	883	石川県	891	和歌山県	889	熊本県	853
秋田県	853	福井県	888	鳥取県	854	大分県	854
山形県	854	山梨県	898	島根県	857	宮崎県	853
福島県	858	長野県	908	岡山県	892	鹿児島県	853
茨城県	911	岐阜県	910	広島県	930	沖縄県	853
栃木県	913	静岡県	944	山口県	888		
群馬県	895	愛知県	986	徳島県	855		
埼玉県	987	三重県	933	香川県	878		
千葉県	984	滋賀県	927	愛媛県	853		
東京都	1,072	京都府	968	高知県	853		

あなたは大丈夫ですか?最低賃金のチェック方法は[こちら](#)!

最低賃金以上を支払わないと...

使用者が労働者に対して最低賃金未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金(50万円以下)が定められています。

詳細情報は[厚労省HP](#)をご確認ください。

【最低賃金の改定に伴う業務改善助成金の活用】

1. 概要

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、
事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度。
生産性向上のための設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行い、
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、
その設備投資などにかかった費用の一部を助成。

2. 要件

- (1)賃金引上計画を策定すること
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる(就業規則等に規定)
- (2)引上げ後の賃金額を支払うこと
- (3)生産性向上に資する機器・設備やコンサルティングの導入、人材育成・教育訓練を実施することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
(1)単なる経費削減のための経費、(2)職場環境を改善するための経費、(3)通常の事業活動に伴う経費 などは除く)
- (4)解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など

3. 助成額(下記図参照)

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金870円未満】 9/10
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		【事業場内最低賃金870円以上920円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※2)
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		【事業場内最低賃金920円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※2)
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上	600万円		

その他の助成条件については[厚労省HP](#)を参照ください。

※こちらは2022年9月7日時点での情報となります。



MiG-p運営事務局(情報配信施策担当)

〒150-0013
渋谷区恵比寿ウノサワ東急ビル3F
電話番号:03-5420-2711(代表)
FAX番号:03-5420-2800

担当:山田太郎